ふくい女性登用企業奨励金支給要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、ふくい女性登用企業奨励金(以下「奨励金」という。)の 支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目 的)

第2条 共働き世帯の割合が高く、女性の就業率も高い中で、管理的職業に就く女性の割合は低い福井県において、女性の登用を積極的に進め、他の企業のロールモデルとなる企業に対し、予算の範囲内において奨励金を支給するものとする。

(定 義)

- 第3条 この要綱における用語の定義は次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 管理職

事業経営方針等のもっぱら課長以上の内部組織の経営・管理に携わる者

(2) えるぼし等

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)に基づき、厚生労働大臣が認定する「えるぼし」または「プラチナえるぼし」 制度

(支給候補者の選定)

第4条 支給候補者は、支給実施年度において選定される「ふくい女性登用ア ワード」受賞企業から、女性管理職登用の実績が顕著な企業について福井県 が選定するものとする。

(支給額)

第5条 奨励金の支給は、1企業当たり1回限りとし、その額は100万円と する。

(支給申請)

- 第6条 奨励金の支給候補者に選定された企業は、支給候補となった旨の通知の日の翌日から起算して30日を経過する日または支給実施年度の3月20日のいずれか早い日までに、「ふくい女性登用企業奨励金支給申請書」(様式第1号) および次の各号に定める必要書類を添えて知事に申請するものとする。
 - (1) 県税に滞納がない旨の納税証明書または納税状況の確認に関する同意書 (様式第2号) および地方消費税の納税証明書
 - (2) その他知事が必要と認める書類
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する企業は、奨励金

- の支給の対象外とする。
- (1) 宗教団体もしくは政治活動を主たる目的とする事業主または暴力団もし くは暴力団員の統制下にある
- (2) 過去5年間に重大な法令違反等がある
- (3) 福井県の県税ならびに消費税および地方消費税において未納がある

(奨励金支給申請者の責務)

- 第7条 奨励金支給申請者は、前条の規定による支給の申請に当たっては、次 の各号に掲げる事項の実施に努めることを了承した上で申請するものとする。
 - (1) えるぼし等未認定企業においては、奨励金支給決定の日から概ね1年以内に、えるぼし等認定に向けた必要な手続きに着手すること。
 - (2) 支給された奨励金は、従業員が働きやすい職場環境づくりやえるぼし等の認定に向けた取組に活用すること。

(奨励金の支給決定)

第8条 知事は、奨励金支給の決定をしたときは、「ふくい女性登用企業奨励金支給決定通知書」(様式第3号)により当該申請者に通知するものとする。

(奨励金の支給)

第9条 知事は、前条の支給決定を行ったときは、速やかに第5条に規定する 奨励金を支給するものとする。

(奨励金の返還)

第10条 知事は、奨励金の支給を受けた企業が、偽りその他不正な行為によって奨励金の支給を受けたと認めるときは、「ふくい女性登用企業奨励金支給決定取消・返還通知書」(様式第4号)により支給決定を取り消し、支給額全額を返還させるものとする。

(証拠書類等の整備および保管)

第11条 奨励金の支給を受けた企業は、申請に係る状況を明らかにした帳簿および書類等を整備し、これを申請後5年間保存しておかなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

ふくい女性登用企業奨励金支給申請書

年 月 日

福井県知事 様

所 在 地企 業・団 体 名代表者役職・氏名

ふくい女性登用企業奨励金の支給を受けたいので、以下について誓約の上、ふくい女性登用企業奨励金支給要綱第6条の規定に基づき申請します。

- (1) 宗教団体もしくは政治活動を主たる目的とする事業主または暴力団もしくは暴力団員の統制下にある企業でない。
- (2)過去5年間に重大な法令違反等がない。
- (3) えるぼし未認定企業においては、奨励金支給決定の日から概ね1年以内に、える ぼし認定に向けた必要な手続きに着手する。
- (4) 支給された奨励金は、従業員が働きやすい職場環境づくりや、えるぼし等の認定に向けた取組に活用する。

(女性管理職登用の実績)

前年月	度 10 月 1 日時点		今年	度 10 月 1 日時点	増加			
管理職総数	総数 うち女性 割合		総数	うち女性	割合	女性管理職	割合の増加	
人	人	%	人	人	%	人		
(例) 10人	2 人	20.0%	11 人	3 人	27.3%	+1 人	1.36 倍	
(例) 2人	0人	20%	2 人	1人	50.0%	+1 人	0%→50%	

(奨励金の使途予定)			

担当者

部 署 氏 名 連絡先

※ 県の債権・債務者登録が未登録である企業におかれましては、速やかに登録申請を お願いします。

県税の納税状況の確認について

ふくい女性登用企業奨励金の支給を福井県に申請するに当たり、 福井県の県税事務所等が、福井県女性活躍課に対し、福井県への納 税状況に関する情報を提供することに同意します。

令	和	年	月	日								
	住	所()	所在均	也)								
	代											
企業・団体名												
福井	:県知事	· ·	杉っ	太 達	治	様						
*納税状況の確認に関する事項 本同意書に基づき提供された納税状況は、福井県が実施するふくい女性登用企業奨励金の支給 事務以外には使用いたしません。												
※福井県	!担当者記	!入欄										
上記の者の	の令和	年	月	日現在	生の県和	党の納税	状況につ	つい	ては以下の	のとおり	りです。	,
口滞紅	納なし		口滞	納あり								
 □徴↓	収猶予あり	·J										
			[回答事務	新	口福井県	!税事務 i	所	□嶺南振ឭ	興局税 剂	务部	

第号年月日

ふくい女性登用企業奨励金支給決定通知書

様

福井県知事

年 月 日付けで支給申請のあったふくい女性登用企業奨励金については、次のとおり支給を決定したので、ふくい女性登用企業奨励金支給要綱第8条の規定に基づき通知します。

記

支給決定額 金 1,000,000円

 第
 号

 年
 月

 日

ふくい女性登用企業奨励金支給決定取消・返還通知書

様

福井県知事

年 月 日付けで支給申請のあったふくい女性登用企業奨励金については、次のとおり支給決定を取り消すので、ふくい女性登用企業奨励金支給要綱第10条の規定に基づき通知します。

ついては、支給した奨励金全額を下記により返還してください。

記

- 1 取消理由
- 2 返還の方法